第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～十三　略］

十四　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

十五　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、同項第十四号に掲げる項目に属する資産については、同項第十五号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

第三十三条　第三十二条第一項第十五号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二　リース負債のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～十四　略］

［2～5　略］

6　第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

第五十一条の二　リース負債のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　リース負債

［五～十　略］

［2・3　略］

第三十一条の三　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

十四　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

第三十三条　第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～十四　同上］

［2～5　同上］

［項を加える。］

第五十一条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　リース債務

［五～十　同上］

［2・3　同上］